

政連おきなわ

vol.17 2024.March

沖縄県宅建政治連盟

発行人 上地 隆(会長)
編集人 政連広報委員会
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-12-7
沖縄県不動産会館
電話(098)861-7231
発行日 令和6年3月15日

さらなる協力関係を築く 宅議連・全政連合同総会



令和5年10月25日、東京都・永田町の都市センターホテルで合同総会が開催されました。令和6年度土地住宅税制・政策に関する要望を行うとともに、自民党宅地建物等対策議員連盟と全国宅建政治連盟の協力関係を確認しました。

令和6年度税制改正 沖縄県選出国會議員への要望活動

令和5年10月25日、宅議連・全政連合同総会后、東京都衆議院会館にて沖縄県選出国會議員へ要望活動を行いました。今回は次の5項目を重点要望とし強く訴えました。

【重点要望項目】

- ①住宅ローン控除の住宅の環境性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置及び床面積要件の緩和特例の延長
- ②土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置及び条例減額制度の延長
- ③新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
- ④不動産取得税に係る各特例措置の延長
- ⑤銀行の不動産仲介業参入および保有不動産の賃貸自由化の阻止

◎要望を行った沖縄選出国會議員

國場幸之助	衆議院議員（沖縄1区）
宮崎政久	衆議院議員（沖縄2区）
島尻安伊子	衆議院議員（沖縄3区）
西銘恒三郎	衆議院議員（沖縄4区）



宮崎政久議員(左) 上地隆会長(右)

沖縄県宅建議員連盟との意見交換会を開催

第1回 令和5年9月14日（木）不動産会館4階ホール

主に次の内容について意見が交わされました。

- ①農地転用許可申請について
- ②農業振興地域(白地)の適用除外について
- ③那覇広域都市計画（中城・北中城）について
- ④その他

第2回 令和6年2月13日（火）不動産会館4階ホール

主に次の内容について意見が交わされました。

- ①重要土地等調査法の注視区域・特別注視区域の指定による県内に及ぼす影響
- ②重要土地等調査法で特別注視区域に指定されている土地等の取引における、
宅地建物取引士の重要事項説明の義務
- ③特定事務受任者への宅地建物取引士の登用実現について
- ④その他



意見交換会の様子

ごあいさつ



沖縄県宅建政治連盟
会長 上地 隆

会員の皆様には日頃より当連盟の活動にご理解ご協力いただき感謝申し上げます。当連盟は、会員の権益擁護、社会的地位向上、経営環境の改選をはじめ地域の住環境の向上につながる政策要望の実現を目指し活動しています。不動産は国の政策に影響されるがゆえに、政策要望実現には政治活動が不可欠です。今後も全国宅建政治連盟と共に会員の切実な要望に耳を傾け、実現に向けて活動してまいります。

令和4年9月に「重要土地等調査法」が全面施行され、沖縄県内では離島を中心とした39カ所がすでに指定されております。令和6年4月の追加指定では沖縄本島の広範囲に規制が及ぶこととなり生活への影響が懸念されます。また、特別注視区域に指定されている土地等の取引では、面積が200㎡以上の土地及び建物（マンションは専有部分の床面積が200㎡以上）である場合、宅地建物取引士による重要事項説明の義務や売主・買主の双方から内閣府へ届出が必要となります。当連盟では、会員の皆様へ情報の発信を行うと共に土地所有者が経済的損失を被ることのないよう関係各所へ要望していく所存です。今後も県及び市長村との連携を図り、不動産業界の発展のために邁進してまいりますので、会員皆様のご指導、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

※重要土地等調査法の詳しい内容については、内閣府のホームページを参照ください。

内閣府ホームページ <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa>



～沖縄県宅地建物等対策議員連盟名簿～

新役員 2 名のご紹介



おおはま いちろう
大浜 一郎
地区：石垣市
(八重山郡含む)



しもじ やすのり
下地 康教
地区：宮古島市
(宮古郡含む)



会 長
しまぶくろ だい
島袋 大
地区：豊見城市



幹事長
またよし せいぎ
又吉 清義
地区：宜野湾市



なかがわ きょうき
中川 京貴
地区：中頭郡



しながき あらた
新垣 新
地区：糸満市



はなしろ だいすけ
花城 大輔
地区：沖縄市



あらかき よしとよ
新垣 淑豊
地区：那覇市・南部離島



しまじり ただあき
島尻 忠明
地区：浦添市



ざは はじめ
座波 一
地区：島尻・南城市

九州地区宅建政治連盟 意見交換会

第1回 令和5年9月22日(金)

第2回 令和6年2月26日(月)

福岡県不動産会館にて九州地区宅建政治連盟の意見交換会が開催されました。主に「特定事務受任者への宅地建物取引士の登用実現に向けた署名活動」について協議しました。

※「特定事務受任者」とは、士業に認められている資格で、依頼者(売主等)の代理で住民票や戸籍等の公的証明書が取得できる資格です。現在、「弁護士」、「司法書士」、「行政書士」、「社会保険労務士」、「税理士」、「弁理士」、「土地家屋調査士」、「海事代理士」の8士業に認められています。詳しくは、別紙「特定事務受任者への宅地建物取引士の登用実現に向けた署名活動」をご覧ください。



公明党沖縄本部より表敬訪問

令和5年8月24日(木)公明党沖縄本部より表敬訪問を受けました。沖縄県における不動産業界の現状や課題、重要土地等調査法について意見交換を行いました。



..... 年会費のお願い

当連盟に格別なるご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在年会費4千円の納付をお願いしています。内訳として、47都道府県宅建政治連盟(以下全政連)へ年会費1会員あたり3千円を納付し、当連盟の運営費(通信費等)千円で運営しております。

全政連並びに47都道府県宅建政治連盟が政治活動を通して共通した課題に取り組むことにより、不動産業界の權益確保がなされています。是非ともご理解くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

沖縄県宅建政治連盟 〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-12-7

ホームページのご案内

沖縄県宅建政治連盟のホームページを開設しております!!

活動状況や要望実現など随時会員の皆様へお知らせ致します。

URL : <https://okiseiren.jp>

